

## 「西日本シティ TT 証券の証券総合約款・規定集」の一部改定のお知らせ

### ◆「証券総合約款・規定集」の改訂

2024年4月30日に改定いたします。新旧対照表の下線部分が改定箇所になります。

#### ●西日本シティTT証券の証券総合取引約款

2024年4月30日改定

新	旧
<p><b>第73条 (解約)</b></p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、当社が取引を継続することが不適切である場合には、当社が取引を停止し、または解約の通知をすることにより、契約を解約することができるものとします。</p> <p>(1) <u>お客様が口座開設時にされた反社会的勢力ではないことの確約に関する同意に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p>(2) <u>お客様が、次のいずれかに該当する者であることが判明した場合</u></p> <p>① 暴力団</p> <p>② 暴力団員</p> <p>③ <u>暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者</u></p> <p>④ 暴力団準構成員</p> <p>⑤ 暴力団関係企業</p> <p>⑥ <u>総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u></p> <p>⑦ その他前各号に準ずる者</p> <p>(3) <u>お客様が、次のいずれかに該当することが判明した場合</u></p> <p>① <u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p>② <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p>③ <u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p>④ <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p>⑤ <u>役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p>(4) <u>お客様が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u></p> <p>① 暴力的な要求行為</p> <p>② 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為</p> <p>⑤ その他前各号に準ずる行為</p>	<p><b>第73条 (解約)</b></p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、当社が取引を継続することが不適切である場合には、当社が取引を停止し、または解約の通知をすることにより、契約を解約することができるものとします。</p> <p>(1) <u>お客様が口座開設時にした次号①から⑥のいずれにも該当しない旨の申告に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p>(2) <u>お客様が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u></p> <p>① 暴力団</p> <p>② 暴力団員</p> <p>③ 暴力団準構成員</p> <p>④ 暴力団関係企業</p> <p>⑤ <u>総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u></p> <p>⑥ その他前各号に準ずる者</p> <p>(新設)</p> <p>(3) <u>お客様が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u></p> <p>① 暴力的な要求行為</p> <p>② 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為</p> <p>⑤ その他前各号に準ずる行為</p>

※株式等振替決済口座管理約款：第36条、振替決済口座管理約款：第16条、一般債振替決済口座管理約款：第16条、投資信託受益権振替決済口座管理約款：第16条、外国証券取引口座約款：第29条につきましても、同様の改定を行います。

●「NCTTぷらす+」利用約款

2024年4月30日改定

新	旧
<p><b>第30条（本サービスの停止）</b></p> <p>1. 当社は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、お客様に通知することなく、本サービスの一部または全部の提供を停止いたします。</p> <p>(1) お客様が、当社所定の手続きにより本サービスの利用停止の申出を行った場合</p> <p>(2) お客様の証券総合口座取引の利用が解除された場合</p> <p>(3) お客様が、法令等に違反し、本サービスを提供することが不適当であると当社が判断した場合</p> <p><u>(4) 本サービス契約後1年以上経過し、利用する見込みがないと当社が判断した場合</u></p> <p><u>(5) 前条第2項の届出があった場合</u></p> <p><u>(6) その他、当社がお客様に対して本サービスを提供することが不適当であると判断した場合</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>	<p><b>第30条（本サービスの停止）</b></p> <p>1. 当社は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、お客様に通知することなく、本サービスの一部または全部の提供を停止いたします。</p> <p>(1) お客様が、当社所定の手続きにより本サービスの利用停止の申出を行った場合</p> <p>(2) お客様の証券総合口座取引の利用が解除された場合</p> <p>(3) お客様が、法令等に違反し、本サービスを提供することが不適当であると当社が判断した場合</p> <p><u>(4) 前条第2項の届出があった場合</u></p> <p><u>(5) その他、当社がお客様に対して本サービスを提供することが不適当であると判断した場合</u></p> <p>2. (省略)</p> <p>3. (省略)</p>

以上 (2024.04.30)